

被保護者健康管理支援事業の実施について

「生活保護法」の改正により、令和3年1月から保護の実施機関は「被保護者健康管理支援事業」の実施が義務付けられます。区では法改正に先立ち、令和2年から事業を実施します。

1 事業目的

この事業では、被保護者の生活習慣病の重症化を予防し、健康管理を支援することにより、被保護者の健康の保持・増進を図り、日常生活及び社会生活の自立を促進することを目的とします。

2 実施内容

(1) 健康診査受診勧奨

被保護者の健康状態をより正確に把握するため、リーフレットを配布し、みなと保健所で実施している健康診査の受診を勧奨します。

(2) 生活習慣病等重症化予防及び適正受診推進

健康管理上の支援が必要な受給者に対し、生活習慣病の重症化予防及び健康づくりのための保健指導、医療機関受診勧奨等を行うため、保健師または看護師の資格を持つ健康管理支援員（委託）を配置し、ケースワーカーと連携して支援を行います。

支援は、支援対象者の現状に合わせた個別支援計画書を作成し、面接、電話、文書送付により行います。

3 対象者

(1) 健康診査受診勧奨

健康診査の受診対象者（40歳以上の被保護者）

(2) 生活習慣病等重症化予防及び適正受診推進

「レセプトデータ」及び「前年度の健康診査結果」から、次の①～⑥のいずれかに該当する者を十数名抽出します。その中から、本年度は特に支援による高い効果が見込まれる人5名（各支所1名ずつ）を対象とし、支援を行います。

- ① 糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の生活習慣病治療中断者
- ② 上記「①」の生活習慣病以外の疾病についての治療中断者
- ③ 健診後の異常値放置者（未治療者）
- ④ 糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぐための保健指導を行う必要がある人
- ⑤ 主に稼働年齢層（40歳以上65歳以下）の人で、健康診査の受診がない人
- ⑥ その他、病状等から判断して健康管理支援が必要と認められる人

4 実施スケジュール

(1) 健康診査受診勧奨

8～11月 リーフレット配布による受診勧奨

(2) 生活習慣病等重症化予防及び適正受診推進

9月 支援対象者決定、個別支援計画の策定

10～3月 健康管理支援員による保健指導及び医療機関受診勧奨等の実施